

○内閣府令第 号

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的信託の権利者集会等の招集通知に添付すべき議決権を行使するための書面に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十六号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特定目的信託の権利者集会等に関する規則

（目的）

第一条 この府令は、資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）の委任に基づき特定目的信託の権利者集会等に関する事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この府令において「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」又は「特定信託管理者」と

は、それぞれ法第二条に規定する受益証券、受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者をいう。

(権利者集会の招集の決定事項)

第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により、法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百一条の規定により交付すべき書類（以下「権利者集会参考書類」という。）に記載すべき事項

二 特定の時（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

(権利者集会参考書類)

第四条 権利者集会参考書類に記載すべき事項は、次条に定めるところによる。

2 招集者（受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者をいう。以下同じ。）は、権利者集会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第二百四十二条第二項の規定による通知をいう。以下同じ。）

）を発出した日から権利者集会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を権利者に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（権利者集会参考書類の記載事項）

第五条 権利者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案が代表権利者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の氏名又は名称

ロ 候補者の略歴又は沿革

ハ 候補者が受託信託会社等と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

三 議案が代表権利者の解任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 代表権利者の氏名又は名称

ロ 解任の理由

2 権利者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、権利者の議決権の行使について参考となると認め

る事項を記載することができる。

3 同一の権利者集会に関して権利者に対して提供する権利者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、権利者に対して提供する権利者集会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項があることを明らかにしなければならぬ。

4 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第五条 法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面(以下「議決権行使書面」という。)に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。

一 各議案(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定めるもの)についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄

イ 二以上の代表権利者の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の代表権利者の解任に関する議題である場合 各代表権利者の解任

二 前号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合における各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

三 議決権の行使期限

四 議決権を行使すべき受益証券の権利者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ 議案ごとに当該受益証券の権利者が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議

決権の数

ロ 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案

2 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

3 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号又は第三号に掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第八条 法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項に規定する内閣府令で定める時は、権利者集会の日時の直前の権利者集会の招集者の営業時間の終了時（第三条第二号に規定する場合にあつては、同号の特定の時）とする。

（受託信託会社等の説明義務）

第九条 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券の権利者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該受益証券の権利者が権利者集会の日より相当の期間前に当該事項を受託信託会社等に対して通

知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 受益証券の権利者が説明を求めた事項について説明をすることにより受託信託会社等その他の者（当該受益証券の権利者を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 受益証券の権利者が当該権利者集会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、受益証券の権利者が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第十条 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による権利者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 権利者集会の議事録は、書面をもって作成しなければならない。

3 権利者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 権利者集会が開催された日時及び場所
- 二 権利者集会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 権利者集会に出席した受託信託会社等の代表者又は特定信託管理者の氏名又は名称
- 四 権利者集会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(種類権利者集会)

第十一条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準用する。

- 一 第三条 法第二百五十三條において準用する法第二百四十二條第四項において読み替えて準用する会社法第七百十九條第四号に規定する内閣府令で定める事項
- 二 第四条から第七条まで 法第二百五十三條において準用する法第二百四十五條第二項において読み替えて準用する会社法第三百一條第一項に規定する書類及び議決権行使書面
- 三 第八条 法第二百五十三條において準用する法第二百四十五條第二項において読み替えて準用する会社法第三百十一條第一項に規定する内閣府令で定める時



四 第九条 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條において読み替えて準用する会社法第三百十四條に規定する内閣府令で定める場合

五 第十条 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條第一項において読み替えて準用する会社法第七百三十一條第一項の規定による権利者集会の議事録の作成

2 前項第五号の規定により作成する種類権利者集会の議事録は、前条第三項各号に掲げる事項のほか、法第二百五十一條の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなければならぬ。